

文京区中小企業者緊急家賃助成事業 申請受付要項

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている区内中小企業者の皆様を支援するとともに、区内での感染拡大防止のため、休業又は営業時間短縮の実施に協力をいただいた区内中小企業者の皆様に対して、「文京区中小企業者緊急家賃助成金」を交付します。

2 助成額

補助率	事業所の1月分の賃料月額の5分の4以内
限度額	代表者が区民の場合は、20万円まで 代表者が区民以外の場合は、10万円まで

※ 1事業者1回のみ申請となります。

※ 同一の代表者が複数の事業所を経営している場合は、代表者当たり1回の申請となります。(事業所ごとに申請することはできません。)

3 申請要件

本助成金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主であって、文京区内に主たる事業所又は従たる事業所を有する者。
- (2) 事業所を賃借していること。
- (3) 生活必需物資の小売業、卸売業、飲食サービス業、生活必需サービス業、医療施設、社会福祉施設等、宿泊施設、交通機関・金融機関等、工場・作業所等のいずれかに属する者で、対面による販売やサービスを行っていること。(次ページを参照ください。)
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和2年4月10日。以下「東京都における緊急事態措置等」という。）において、休業又は営業時間短縮を要請されている施設、その他東京都の自主休業に係る給付金の対象となっている施設に該当しないこと。
- (5) 令和2年4月11日（土）から5月31日（日）までの期間において、7日間以上の間、休業又は営業時間の短縮を行うこと。
- (6) 令和2年3月から申請日の属する月の前月までのいずれか1か月の売上高又は営業利益が前年同期に比べ5%以上減少していること。ただし、創業1年未満の事業者においては、令和2年3月から申請日の属する月の前月までのいずれか1か月の売上高又は営業利益が申請日の属する月の直前の3か月の平均の売上高又は営業利益と比べ5%以上減少していること。
- (7) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が文京区暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当しないこと。暴力団、暴力団員、暴力団関係者が申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

○文京区の家賃助成の対象となる業種・施設等

助成対象の拡大を行い、下表⑤～⑨について7月1日より助成対象に追加しました。

① 生活必需物資の小売業

例 食料品店（移動販売店舗を含む。）、コンビニエンスストア、スーパーマーケット
ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋

② 卸売業 例 飲食料品卸業、繊維・衣服等卸業

③ 飲食サービス業（もともとの営業時間が午後8時までの店舗に限ります。）

もともと午後8時以降も営業している店舗は、東京都感染拡大防止協力金の支給対象になる場合がありますので、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターまでお問合せください。

例 飲食店（宅配、テイクアウトを含む。）、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店

④ 生活必需サービス業

例 銭湯、不動産屋、質屋、たばこ屋、本屋、自転車屋、家電販売店、園芸用品店、
修理店（時計、靴、洋服等）、100円ショップ、花屋、クリーニング店、家具屋

⑤ 医療施設（国家資格有資格者が行うものに限り。）

例 診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、柔道整復

※医療法人及び一般社団・財団法人は対象となりません。

⑥ 社会福祉施設等 例 保育所、介護保険事業所

※社会福祉法人及び特定非営利活動法人は対象となりません。

⑦ 宿泊施設 例 ホテル、カプセルホテル、旅館

⑧ 交通機関・金融機関等

⑨ 工場・作業所等（対面による販売も行っている場合に限り。）

例 家具製造販売、皮革製品製造販売、工芸品製造販売

**助成対象を拡大
しました！
（7月1日より左記
⑤～⑨を助成対象
に追加）**

○文京区の家賃助成の対象とならない業種・施設等

（東京都感染拡大防止協力金・その他東京都の自主休業に係る給付金の支給対象）

① 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設

遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、
商業施設（生活必需物資の小売業および生活必需サービス業を除く。）

② 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設

文教施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）

③ 「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し営業時間短縮の協力を要請されている施設（もともとの営業時間が午後8時以降までの飲食店等）及び理髪店、美容院

・東京都感染拡大防止協力金の対象施設一覧（東京都総務局 HP）

<https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/dai2kai/index.html>

・東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金（専用 HP）

<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>

東京都感染拡大防止協力金の問合せ先

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

電 話 03-5388-0567

受付時間 9時から19時まで（土、日、祝日も開設）

4 休業又は営業時間の短縮について

助成金を申請するには、東京都における緊急事態措置の期間である令和2年4月11日から5月31日までの間において、合計して7日間以上の期間、休業又は営業時間の短縮を行う必要があります。休業又は営業時間の短縮は、連続した日でなくてもかまいません。

例1 定休日の日曜日に加えて、毎週水曜日と木曜日を臨時休業する。

この場合は、臨時休業日の合計が7日以上あれば対象となります。

例2 午後7時までの営業時間を、午後5時まで短縮する。

この場合は、営業時間を短縮した日が合計7日以上あれば対象となります。

5 申請書類

(1) 以下の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

① 申請書兼請求書(口座振替依頼を含む。)

(1) 所定の申請書兼請求書

誓約書の欄には、代表者の署名を自署してください。

(2) 提出書類確認票(チェックリスト)

② 営業実態が確認できる書類

・直近の確定申告書の写し

税務署受付印又は電子申告受信通知のあるもの

設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は提出不要

③ 法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類

・営業許可証等の写し(許認可、届出が必要な業種を営んでいる場合のみ)

例 飲食店営業許可、酒類販売業免許、医師免許、柔道整復師免許 等

④ 事業所の賃貸借が確認できる書類

・事業所に係る賃貸借契約書の写し

申請日時点における賃料が確認できるもの

⑤ 休業又は営業時間の短縮が確認できる書類

・休業又は営業時間の短縮についての告知 HP、店頭ポスター、チラシ、DM 等事業所の名称や休業等の期間、営業時間の変更の内容がわかるもの

⑥ 売上高又は営業利益が減少していることを証明できる書類

・決算書、試算表、売上台帳等の写し

売上高、営業利益の算出の根拠になる部分にマーカーや付箋をつけてください。

⑦ 代表者が区民である場合は、その旨が確認できる書類

・運転免許証、保険証、官公署発行の証明書等の写し

氏名、現住所が確認できるもの(1点のみで可)

- (2) 申請に必要な書類の様式は、文京区ホームページ上の以下のページからダウンロードしてご使用ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/coronakinkyukeizaitaisaku/yachinjosei.html>

6 申請方法

- (1) 申請期間 **※申請期間を延長しました**

令和2年5月11日（月）から8月14日（金）まで

- (2) 申請方法

郵送により申請書類を提出してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

8月14日（金）の消印有効です。

宛先 〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京区 緊急経済対策推進室 緊急家賃助成金 担当

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

7 交付決定等

- (1) 申請書類を受け付けた後、その内容を審査の上、適正と認められるときは本助成金を交付します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本助成金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定通知書を発送いたします。また、本助成金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付決定通知書を発送いたします。

8 その他

本助成金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本助成金の交付決定を取り消します。この場合、助成金を返金していただくこととなります。

問合せ先

文京区 区民部 緊急経済対策推進室
文京区春日1-16-21 文京シビックセンター

文京区中小企業者緊急家賃助成事業コールセンター
TEL 03-6894-3314（平日9時30分～17時）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話でのお問合せや郵送での申請にご協力をお願いいたします。